

山梨県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱の 一部改正の概要

1. 改正の理由及び主な改正内容

(1) 業務管理体制の届出の受理等の事務・権限の移譲（第5条、第1号様式）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号）において、介護保険法の一部が改正され、業務管理体制に全ての事業所等が一の中核市の区域内にある事業者の業務管理体制の届出の受理等の事務・権限が令和3年4月1日より都道府県から中核市へ移譲されることに伴い、所要の改正を行う。

(2) 押印の省略（第1号様式、第2号様式）

厚生労働省老健局通知【別添③】により、各都道府県等が定める様式において事業者を押印を求めている場合は、見直しへの積極的な取組を期することとされた。

これを受けて、業務管理体制に係る届出様式における押印について見直しを検討したところ、押印を省略しても差し支えないと考えられるため、事業者の押印を不要とする。

(3) 様式の整備（第1号様式、第2号様式）

事業者の連絡先欄を設ける外、文言を整理する。

2. 新旧対照表

別紙のとおり

3. 参考通知等

- ① 令和3年3月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡
「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付についての一部改正について」
- ② 令和2年12月25日付け厚生労働省老健局総務課外5課（室）連名事務連絡
「押印を求める手続きの見直し等のための「介護サービス事業者の業務管理の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について」等の一部改正について」
- ③ 令和2年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局通知
「「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布等について」

4. 施行期日

令和3年4月1日